

地方独立行政法人広島県立病院機構会計実施規程

令和7年4月1日

法人規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島県立病院機構会計規程（令和7年法人規程第45号。以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構及びのぞみ保育園（以下「法人」という。）の財務及び会計の事務手続きに関し、必要な事項を定める。

(事務引継)

第2条 会計規程第6条に規定する経理責任者が交替したときは、業務に支障が生じないよう円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。

2 会計規程第17条に規定する金銭出納員が交替したときは、速やかに、保管する現金、預金通帳等の引継ぎを行い、引継書（第1号様式）を作成して、経理責任者に提出しなければならない。

3 前項の引継ぎの際には、金銭等の残高の实在を検証した上、帳簿残高と照合するものとする。

(勘定科目)

第3条 会計規程第7条に規定する勘定科目は、別表第1のとおりとする。

(予算科目)

第4条 会計規程第11条第3項に規定する予算科目は、別表第2のとおりとする。

(予算及び収支計画)

第5条 会計規程第11条第4項に規定する予算及び収支計画の様式は、それぞれ第2号様式及び第3号様式とする。

(予算の流用)

第6条 会計規程第14条第2項、第3項及び第15条に規定する予算流用には、次の各号に掲げる承認を受けなければならない。

- (1) 支出金額が100万円以上の場合には経理責任者
- (2) 支出金額が100万円未満の場合には出納責任者

(随時に通貨と引き替えることができる証書の定義)

第7条 会計規程第16条第1項第1号に規定するその他随時に通貨と引き替えることができる証書は、無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものとする。

(出納責任者)

第8条 出納責任者は、別表第3の第1欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、その取り扱う事務の範囲は、同表の第3欄に掲げる事務とする。

2 法人の理事長（以下、「理事長」という）は、前項に定める者のほか、必要に応じて、出納責任者を任命するものとする。

3 前項の規定により出納責任者に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、第2欄に掲げる職にある者をもって出納責任者に充てるものとする。

4 前3項の規定により出納責任者に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、当該期間中、出納責任者を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に出納責任者を任命するものとする。

(金銭出納員)

第9条 金銭出納員は、別表第4の第1欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、その取り扱う事務の範囲は、同表の第3欄に掲げる事務とする。

2 前項の規定により金銭出納員に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、第2欄に掲げる職にある者をもって金銭出納員に充てるものとする。

3 前2項の規定により金銭出納員に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、当該期間中、金銭出納員を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に金銭出納員を任命するものとする。

(現金取扱員)

第10条 金銭出納員は、会計規程第17条第2項の規定に基づき、現金の出納に関する事務を処理させるため、現金取扱員を置くことができる。

2 現金取扱員は、現金を収納したときは、その日のうちにその内訳を記載した書類を添えて、金銭出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その翌日に引き継ぐことができる。

(現金、預金通帳等の保管)

第11条 金銭出納員は、現金、預金通帳、信託証書、預かり証書その他これらに準ずる証書及び取引金融機関に登録した印鑑を、厳重に保管しなければならない。

(不良債権の処理)

第 12 条 会計規程第 23 条に規定する別に定める場合とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 債務履行期限以降 3 年を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
- (2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。
- (4) 死亡、行方不明その他債権の取立てが著しく困難であるとき。

(収入情報の電磁的記録)

第 13 条 経理責任者は、収入金を収納するため、債務者の預金口座からの引き落とし等を取引金融機関に依頼する場合において、あらかじめ取引金融機関との間にパソコン通信を活用して収支情報を電子データで送信する契約（以下「ファームバンキング契約等」という。）を締結している場合は、債務者名、収入請求額、その他当該契約に必要な情報を電磁的記録したものを当該取引金融機関に交付することができる。

(収入の徴収又は収納の委託)

第 14 条 理事長は、法人の収入の確保及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

(仮払)

第 15 条 会計規程第 24 条第 3 項に基づき仮払できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 訴訟に要する経費
- (4) 法令に基づく委託に要する経費
- (5) 前号に掲げるもののほか、仮払いをしなければ契約しがたい請負その他の契約に要する経費

(仮払の精算)

第 16 条 経理責任者は、仮払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、仮払を受けた者に精算させなければならない。

(前払)

第 17 条 会計規程第 24 条第 3 項に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 官公署に対して支払う経費

- (2) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費
 - (3) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
 - (4) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - (5) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
 - (6) 運賃
 - (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 3 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費
 - (8) 前金で支払をしなければ契約し難い研究、調査等の委託に要する経費
- 2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて前払をすることができる。

（部分払）

第 18 条 会計規程第 24 条第 3 項に基づき、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

（立替払い）

第 19 条 会計規程第 24 条第 3 項に基づき、業務上やむを得ない場合において、あらかじめ理事長の承認を受けて立替払いをすることができる。

（立替払いの精算）

第 20 条 前条の規定により立替払いをしたときは、経理責任者は、速やかにその立替払いを行った者に精算させなければならない。

（支出の事務の委託）

第 21 条 理事長は、事務の効率化及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に法人の債務の支出の事務を委託することができる。

（支出事務委託資金の精算）

第 22 条 前条の規定により、支出事務の委託を受けた者は、受託期間が終了した日から起算して 30 日以内に精算報告書を作成し、領収書等証拠書類を添えて理事長に提出するものとする。

(支出証拠書類の取扱い)

第 23 条 証拠書類の取扱いについては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 証拠書類は、原本に限る。ただし、原本によりがたいときは、原本証明をしたものをもってこれに代えることができる。
- (2) 原則として取引 1 件ごとに契約書、請求書その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明瞭に記載すること。
- (3) 領収書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、止むを得ない理由がある場合は、受領者の署名をもって押印に代えることができる。

(証拠書類の保管)

第 24 条 経理責任者は、日付順に編纂して証拠書類を保管しなければならない。

(支払情報の電磁的記録)

第 25 条 経理責任者は、支出金の支払いのためファームバンキング契約等を締結している場合は、債権者名、支払金額、その他当該契約に必要な情報を電磁的記録したものを取引金融機関に交付することができる。

(資金計画)

第 26 条 会計規程第 28 条第 2 項に規定する資金計画は、第 4 号様式とする。

(物品出納員)

第 27 条 物品出納員は、別表第 5 の第 1 欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、その取り扱う事務の範囲は、同表の第 3 欄に掲げる事務とする。

- 2 前項の規定により物品出納員に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、別表第 5 の当該者の職名の項の第 2 欄に掲げる職にある者をもって物品出納員に充てるものとする。
- 3 前 2 項の規定により物品出納員に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該期間中、物品出納員を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に物品出納員を任命するものとする。

(端数計算)

第 28 条 債権又は債務の金額の端数計算は、原則として国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）に規定する計算方法により処理するものとする。

- 2 物品及び不動産の価格算定の際に生じた円未満の端数は、1 計算ごとに四捨五入して

計算するものとする。

- 3 減価償却の計算上生じた円未満の端数は、1 計算ごとに切り捨てして計算するものとする。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

勘定科目

(款)	(項)	(目)	(節)
固定資産	有形固定資産	土地	土地
		土地減損損失累計額	土地減損損失累計額
		建物	建物
			リース建物
		建物減価償却累計額	建物減価償却累計額
			リース建物減価償却累計額
		建物減損損失累計額	建物減損損失累計額
			リース建物減損損失累計額
		建物附属設備	建物附属設備
			リース建物附属設備
		建物附属設備減価償却累計額	建物附属設備減価償却累計額
			リース建物附属設備減価償却累計額
		建物附属設備減損損失累計額	建物附属設備減損損失累計額
			リース建物附属設備減損損失累計額
		構築物	構築物
			リース構築物
		構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額
			リース構築物減価償却累計額
		構築物減損損失累計額	構築物減損損失累計額
			リース構築物減損損失累計額
		器械備品	器械備品
			リース器械備品
		医療用器械備品	医療用器械備品
			リース医療用器械備品
		器械備品減価償却累計額	器械備品減価償却累計額
			リース器械備品減価償却累計額

	額
医療用器械備品減価償却累計額	医療用器械備品減価償却累計額
	リース医療用器械減価償却累計額
器械備品減損損失累計額	器械備品減損損失累計額
	リース器械備品減損損失累計額
医療用器械備品減損損失累計額	医療用器械備品減損損失累計額
	リース医療用器械備品減損損失累計額
工具器具備品	工具器具備品
	リース工具器具備品
工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品減価償却累計額
	リース工具器具備品減価償却累計額
工具器具備品減損損失累計額	工具器具備品減損損失累計額
	リース工具器具備品減損損失累計額
車両	車両
	リース車両
車両減価償却累計額	車両減価償却累計額
	リース車両減価償却累計額
車両減損損失累計額	車両減損損失累計額
	リース車両減損損失累計額
建設仮勘定	建設仮勘定
建設仮勘定減損損失累計額	建設仮勘定減損損失累計額
その他有形固定資産	その他有形固定資産
その他有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産減価償却累計額

		その他有形固定資産減損損失累計額	その他有形固定資産減損損失累計額
無形固定資産	借地権	地上権	地上権
		電話加入権	電話加入権
		商標権	商標権
		意匠権	意匠権
		特許権仮勘定	特許権仮勘定
		ソフトウェア	ソフトウェア
			ソフトウェア（リース）
		ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア仮勘定
		その他無形固定資産	その他無形固定資産
投資その他の資産	投資有価証券	長期貸付金	長期貸付金
		貸倒引当金	貸倒引当金
		破産更生債権等	破産更生債権等
		未収財源措置予定額	未収財源措置予定額
		退職給付引当金見返	退職給付引当金見返
		長期性預金	長期性預金
		長期前払費用	長期前払費用
			長期前払消費税
		その他投資資産	その他投資資産
流動資産	現金及び預金	現金	現金
			小口現金
		預金	預金
	未収金	営業未収金	現年度医業未収金
			過年度医業未収金
			現年度医業外未収金
			過年度医業外未収金
		営業外未収金	現年度営業外未収金
			過年度医業外未収金
		その他未収金	現年度その他未収金
			過年度その他未収金
		未収消費税等	未収消費税等

未収貸倒引当金	未収貸倒引当金	未収貸倒引当金
有価証券	有価証券	有価証券
受取手形	受取手形	受取手形
受取手形貸倒引当金	受取手形貸倒引当金	受取手形貸倒引当金
契約資産	契約資産	契約資産
契約資産貸倒引当金	契約資産貸倒引当金	契約資産貸倒引当金
棚卸資産	貯蔵品	貯蔵品
	医薬品	医薬品
	診療材料	診療材料
	給食材料	給食材料
	医療消耗備品	医療消耗備品
	消耗備品	消耗備品
	消耗品	消耗品
	燃料	燃料
	その他貯蔵品	その他貯蔵品
短期貸付金	短期貸付金	短期貸付金
短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金
前渡金	前渡金	前渡金
前払金	前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税
	その他前払金	その他前払金
仮払金	仮払金	仮払金
立替金	立替金	立替金
未収収益	未収収益	未収収益
未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金
賞与引当金見返	賞与引当金見返	賞与引当金見返
前払費用	前払費用	前払費用
その他流動資産	前払消費税	前払消費税

		仮払消費税	仮払消費税
		その他流動資産	その他流動資産
固定負債	長期借入金	長期借入金	長期借入金
	移行前地方債償還債務	移行前地方債償還債務	移行前地方債償還債務
	資産見返	資産見返運営費負担金	資産見返運営費負担金
		資産見返運営費交付金	資産見返運営費交付金
		資産見返補助金等	資産見返補助金等
		資産見返工事負担金等	資産見返工事負担金等
		資産見返寄附金	資産見返寄附金
		資産見返物品受贈額	資産見返物品受贈額
		建設仮勘定見返運営費負担金	建設仮勘定見返運営費負担金
		建設仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金
		建設仮勘定見返特定施設費	建設仮勘定見返特定施設費
		建設仮勘定見返補助金等	建設仮勘定見返補助金等
		建設仮勘定見返工事負担金等	建設仮勘定見返工事負担金等
		建設仮勘定見返寄附金	建設仮勘定見返寄附金
	長期預り補助金等	長期預り補助金等	長期預り補助金等
	長期預り工事負担金等	長期預り工事負担金等	長期預り工事負担金等
	長期寄附金債務	長期寄附金債務	長期寄附金債務
	長期リース債務	長期リース債務	長期リース債務
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		役員退職給付引当金	役員退職給付引当金
		訴訟損失引当金	訴訟損失引当金
		その他引当金	その他引当金
	資産除去債務	資産除去債務	資産除去債務

	長期未払金	長期未払金	長期未払金
	その他固定負債	その他固定負債	その他固定負債
流動負債	短期借入金	短期借入金	短期借入金
	1年以内返済予定移行前地方債償還債務	1年以内返済予定移行前地方債償還債務	1年以内返済予定移行前地方債償還債務
	1年以内返済予定長期借入金	1年以内返済予定長期借入金	1年以内返済予定長期借入金
	短期リース債務	短期リース債務	短期リース債務
未払金	営業未払金	営業未払金	現年度医業未払金
			過年度医業未払金
			現年度医業外未払金
			過年度医業外未払金
	営業外未払金	営業外未払金	現年度営業外未払金
			過年度営業外未払金
	その他未払金	その他未払金	現年度その他未払金
			過年度その他未払金
	未払消費税等	未払消費税等	未払消費税等
	契約負債	契約負債	契約負債
前受金	前受金	前受金	前受金
	その他前受金	その他前受金	その他前受金
	前受収益	前受収益	前受収益
引当金	賞与引当金	賞与引当金	賞与引当金
	その他引当金	その他引当金	その他引当金
	資産除去債務	資産除去債務	資産除去債務
運営費負担金債務	運営費負担金債務	運営費負担金債務	運営費負担金債務
運営費交付金債務	運営費交付金債務	運営費交付金債務	運営費交付金債務
預り特定施設費	預り特定施設費	預り特定施設費	預り特定施設費
寄附金債務	寄附金債務	寄附金債務	寄附金債務

	預り補助金等	預り補助金等	預り補助金等
	預り工事負担金等	預り工事負担金等	預り工事負担金等
	預り金	預り金	保証金
			その他預り金
			所得税
			住民税
			住民税一括（特別）
			健康保険料
			厚生年金保険料
			労働保険料
			その他
			介護保険料
			雇用保険料
			共済組合短期掛金
			共済組合介護掛金
			共済組合長期掛金
			共済組合貸付弁済
			互助会掛金
			互助会生命保険
			互助会損害保険
			互助会貸付弁済
			組合費
			財形貯蓄口座
			財形貯蓄口座（本部）
			所属控除金
			厚生年金（共済）掛金
			退職等給付（共済）掛金
		預り有価証券	預り有価証券
	その他流動負債	仮受消費税	仮受消費税
		その他流動負債	その他流動負債
資本金	資本金	地方公共団体出資金	地方公共団体出資金
資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金（運営費負担金）

			資本剰余金（運営費交付金）
			資本剰余金（特定施設費）
			資本剰余金（補助金等）
			資本剰余金（寄附金）
			資本剰余金（譲与）
			資本剰余金（目的積立金）
			資本剰余金（その他）
		その他行政コスト累計額	減価償却相当累計額（一）
			減損損失相当累計額（一）
			利息費用相当累計額（一）
			承継資産に係る費用相当累計額（一）
			除売却差額相当累計額（一）
利益剰余金	利益剰余金	前期中期目標期間繰越積立金	前期中期目標期間繰越積立金
		目的積立金	目的積立金
		積立金	積立金
		当期末処分利益	当期末処分利益
		当期末処理損失	当期末処理損失
		前期繰越利益	前期繰越利益
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
営業収益	医業収益	入院収益	入院収益
		外来収益	外来収益
		受託事業等収益	受託事業等収益
		その他医業収益	室料差額収益
			保健予防活動収益
			公衆衛生活動収益
			その他医業収益
			保険等査定減
	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
	運営費交付金	運営費交付金収益	運営費交付金収益

	収益		
	補助金等収益	国庫補助金	国庫補助金
		県補助金等	県補助金等
		その他補助金等	その他補助金等
	寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益
	工事負担金等 収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益
	財源措置予定 額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
	賞与引当金見 返に係る収益	賞与引当金見返に係る 収益	賞与引当金見返に係る収益
	退職給付引当 金見返に係る 収益	退職給付引当金見返に 係る収益	退職給付引当金見返に係る収 益
	資産見返負債 戻入	資産見返運営費負担金 戻入	資産見返運営費負担金戻入
		資産見返運営費交付金 戻入	資産見返運営費交付金戻入
		資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等戻入
		資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金戻入
		資産見返工事負担金等 戻入	資産見返工事負担金等戻入
		資産見返物品受贈額戻 入	資産見返物品受贈額戻入
	受託収入	受託収入	受託収入
営業外収 益	運営費負担金 収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
	運営費交付金 収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
	補助金等収益	国庫補助金等	国庫補助金等
		県補助金等	県補助金等
		その他補助金等	その他補助金等
	寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益
	工事負担金等 収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益

	財源措置予定 額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
	賞与引当金見 返に係る収益	賞与引当金見返に係る 収益	賞与引当金見返に係る収益
	退職給付引当 金見返に係る 収益	退職給付引当金見返に 係る収益	退職給付引当金見返に係る収 益
	財務収益	受取利息及び配当金	預金利息
			基金利息
			有価証券利息
			投資信託利息
			配当金
			その他受取利息
	患者外給食収 益	患者外給食収益	患者外給食収益
	保育所収益	保育所収入	保育所収入
		助成金	助成金
	雑益	有価証券売却益	有価証券売却益
		不用品売却益	不用品売却益
		その他雑益	その他雑益
			職員駐車場費
			職員寮費
			院内公衆電話収入
			受取手数料
			外来駐車場収入
			テレビリース手数料
			売店収益
			レストラン収益
			助成金
臨時利益	固定資産売却 益	固定資産売却益	固定資産売却益
	除売却資産見 返運営費負担 金戻入	除売却資産見返運営費 負担金戻入	除売却資産見返運営費負担金 戻入
	除売却資産見	除売却資産見返運営費	除売却資産見返運営費交付金

	返運営費交付金戻入	交付金戻入	戻入
	除売却資産見返補助金等戻入	除売却資産見返補助金等戻入	除売却資産見返補助金等戻入
	除売却資産見返寄附金戻入	除売却資産見返寄附金戻入	除売却資産見返寄附金戻入
	除売却資産見返工事負担金等戻入	除売却資産見返工事負担金等戻入	除売却資産見返工事負担金等戻入
	除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入	除売却資産見返物品受贈額戻入
	物品受贈益	物品受贈益	物品受贈益
	引当金戻入益	退職給付引当金戻入益	退職給付引当金戻入益
		賞与引当金戻入益	賞与引当金戻入益
		貸倒引当金戻入益	貸倒引当金戻入益
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度損益修正益
	その他臨時利益	その他臨時利益	その他臨時利益
営業費用	医業費用	給与費	給料
			手当
			賞与
			賞与引当金繰入額
			報酬
			賃金
			法定福利費
			退職金
			退職給付費用
		材料費	薬品費
			診療材料費
			給食材料費
			医療消耗備品費
			工事材料費

経費	厚生福利費
	報償費
	旅費交通費
	職員被服費
	消耗品費
	消耗備品費
	光熱水費
	燃料費
	食糧費
	印刷製本費
	修繕費
	保険料
	賃借料
	通信運搬費
	委託料
	諸会費
	手数料
	交際費
	負担金及び交付金
	租税公課
	医業貸倒損失
	貸倒引当金繰入額
	雑費
	広告宣伝費
	対診費用
減価償却費	建物減価償却費
	建物（リース）減価償却費
	構築物減価償却費
	構築物（リース）減価償却費
	器械備品減価償却費
	医療用機械備品減価償却費
	器械備品（リース）減価償却費
	医療用機械備品（リース）減価償却費
	車両減価償却費

			車両（リース）減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		固定資産税等	固定資産税等
		器機保守料	器機保守料
		車両関係費	車両関係費
		資産減耗費	棚卸資産減耗費
			固定資産除却費
		研究研修費	図書費
			旅費
			研究雑費
			研究材料費
			委託料
			謝金
			特別研究費
	治験費用	治験費用	治験費用
	控除対象外消費税	控除対象外消費税	控除対象外消費税
	一般管理費	給与費	給料
			手当
			賞与
			賞与引当金繰入額
			報酬
			役員報酬
			役員退職金
			役員退職給付費用
			賃金
			法定福利費
			退職金
			退職給付費用
		経費	厚生福利費
			報償費
			旅費交通費
			職員被服費

			消耗品費
			消耗備品費
			光熱水費
			燃料費
			食糧費
			印刷製本費
			修繕費
			保険料
			賃借料
			通信運搬費
			委託料
			諸会費
			手数料
			交際費
			負担金及び交付金
			租税公課
			雑費
		減価償却費	建物減価償却費
			建物（リース）減価償却費
			構築物減価償却費
			構築物（リース）減価償却費
			器械備品減価償却費
			器械備品（リース）減価償却費
			車両減価償却費
			車両（リース）減価償却費
			その他の有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	棚卸資産減耗費
			固定資産除却費
営業外費用	財務費用	支払利息	移行前地方債償還債務利息
			短期借入金利息
			長期借入金利息
			その他支払利息

		その他財務費用	その他財務費用
	患者外給食材料費	患者外給食材料費	患者外給食材料費
	寄附金	寄附金	寄附金
	医業外貸倒損失	医業外貸倒損失	医業外貸倒損失
	貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額
	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税
	資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却
	保育所経費	委託費	委託費
		減価償却費	減価償却費
		修繕費	修繕費
		固定資産税等	固定資産税等
		通信費	通信費
		消耗品・消耗器具備品費	消耗品・消耗器具備品費
		水道光熱費	水道光熱費
		給食材料費	給食材料費
		その他	その他
	雑支出	有価証券売却損	有価証券売却損
		不用品売却損	不用品売却損
		その他雑支出	その他雑支出
	雑損失	その他雑損失	その他雑損失
臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却損
	固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損
	減損損失	減損損失	減損損失
	過年度損益修正損	過年度損益修正損	過年度損益修正損
	その他臨時損失	その他臨時損失	その他臨時損失

予備費	予備費	予備費	予備費
-----	-----	-----	-----

別表第2（第4条関係）

予算科目

（款）	（項）	（目）	（節）
営業収益	医業収益	入院収益	入院収益
		外来収益	外来収益
		受託事業等収益	受託事業等収益
		その他医業収益	室料差額収益
			保健予防活動収益
			公衆衛生活動収益
			その他医業収益
			保険等査定減
	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
	運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
	補助金等収益	国庫補助金等	国庫補助金等
		県補助金等	県補助金等
		その他補助金等	その他補助金等
	寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益
	工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益
	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
	賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金見返に係る収益
	退職給付引当金見返に係る収益	退職給付引当金見返に係る収益	退職給付引当金見返に係る収益
	資産見返負債戻入	資産見返運営費負担金戻入	資産見返運営費負担金戻入
		資産見返運営費交付金戻入	資産見返運営費交付金戻入
		資産見返補助金等戻入	資産見返補助金等戻入
		資産見返寄附金戻入	資産見返寄附金戻入
		資産見返工事負担金等戻入	資産見返工事負担金等戻入
		資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入

	受託収入	受託収入	受託収入
営業外収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
	運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
	補助金等収益	国庫補助金	国庫補助金
		県補助金	県補助金
		その他補助金	その他補助金
	寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益
	工事負担金等収益	工事負担金等収益	工事負担金等収益
	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益	財源措置予定額収益
	賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金見返に係る収益
	退職給付引当金見返に係る収益	退職給付引当金見返に係る収益	退職給付引当金見返に係る収益
	財務収益	受取利息及び配当金	預金利息
			基金利息
			有価証券利息
			投資信託利息
			配当金
			その他受取利息
	患者外給食収益	患者外給食収益	患者外給食収益
	保育所収益	保育所収入	保育所収入
		助成金	助成金
	雑益	有価証券売却益	有価証券売却益
		不用品売却益	不用品売却益
		その他雑益	その他雑益
			職員駐車場費
			職員寮費
			院内公衆電話収入
			受取手数料
			外来駐車場収入
			テレビリース手数料
			売店収益
			レストラン収益
			助成金
臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却益

	除売却資産見返運営 費負担金戻入	除売却資産見返運営費 負担金戻入	除売却資産見返運営 費負担金戻入
	除売却資産見返運営 費交付金戻入	除売却資産見返運営費 交付金戻入	除売却資産見返運営 費交付金戻入
	除売却資産見返補助 金等戻入	除売却資産見返補助金 等戻入	除売却資産見返補助 金等戻入
	除売却資産見返寄附 金戻入	除売却資産見返寄附金 戻入	除売却資産見返寄附 金戻入
	除売却資産見返工事 負担金等戻入	除売却資産見返工事負 担金等戻入	除売却資産見返工事 負担金等戻入
	除売却資産見返物品 受贈額戻入	除売却資産見返物品受 贈額戻入	除売却資産見返物品 受贈額戻入
	物品受贈益	物品受贈益	物品受贈益
	引当金戻入益	退職給付引当金戻入益	退職給付引当金戻入 益
		賞与引当金戻入益	賞与引当金戻入益
		貸倒引当金戻入益	貸倒引当金戻入益
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度損益修正益
	その他臨時利益	その他臨時利益	その他臨時利益
営業費用	医業費用	給与費	給料
			手当
			賞与
			賞与引当金繰入額
			報酬
			賃金
			法定福利費
			退職金
			退職給付費用
		材料費	薬品費
			診療材料費
			給食材料費
			医療消耗備品費
			工事材料費
		経費	厚生福利費
			報償費

		旅費交通費
		職員被服費
		消耗品費
		消耗備品費
		光熱水費
		燃料費
		食糧費
		印刷製本費
		修繕費
		保険料
		賃借料
		通信運搬費
		委託料
		諸会費
		手数料
		交際費
		負担金及び交付金
		租税公課
		医業貸倒損失
		貸倒引当金繰入額
		雑費
		広告宣伝費
		対診費用
	減価償却費	建物減価償却費
		建物（リース）減価償却費
		構築物減価償却費
		構築物（リース）減価償却費
		器械備品減価償却費
		医療用機械備品減価償却費
		器械備品（リース）減価償却費
		医療用機械備品（リ

			ース) 減価償却費
			車両減価償却費
			車両(リース) 減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		固定資産税等	固定資産税等
		器機保守料	器機保守料
		車両関係費	車両関係費
		資産減耗費	棚卸資産減耗費
			固定資産除却費
	研究研修費		図書費
			旅費
			研究雑費
			研究材料費
			委託料
			謝金
			特別研究費
	治験費用		治験費用
	控除対象外消費税		控除対象外消費税
	一般管理費	給与費	給料
			手当
			賞与
			賞与引当金繰入額
			報酬
			役員報酬
			役員退職金
			役員退職給付費用
			賃金
			法定福利費
			退職金
			退職給付費用
		経費	厚生福利費

	報償費
	旅費交通費
	職員被服費
	消耗品費
	消耗備品費
	光熱水費
	燃料費
	食糧費
	印刷製本費
	修繕費
	保険料
	賃借料
	通信運搬費
	委託料
	諸会費
	手数料
	交際費
	負担金及び交付金
	租税公課
	雑費
減価償却費	建物減価償却費
	建物（リース）減価償却費
	構築物減価償却費
	構築物（リース）減価償却費
	器械備品減価償却費
	器械備品（リース）減価償却費
	車両減価償却費
	車両（リース）減価償却費
	その他の有形固定資産減価償却費
	無形固定資産減価償

			却費
		資産減耗費	棚卸資産減耗費
営業外費用	財務費用	支払利息	移行前地方債償還債務利息
			短期借入金利息
			長期借入金利息
			その他支払利息
		その他財務費用	その他財務費用
	患者外給食材料費	患者外給食材料費	患者外給食材料費
	寄附金	寄附金	寄附金
	医業外貸倒損失	医業外貸倒損失	医業外貸倒損失
	貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額	貸倒引当金医業外繰入額
	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税
	資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却	資産取得に係る控除対象外消費税償却
	保育所経費	委託費	委託費
		減価償却費	減価償却費
		修繕費	修繕費
		固定資産税等	固定資産税等
		通信費	通信費
		消耗品・消耗器具備品費	消耗品・消耗器具備品費
		水道光熱費	水道光熱費
		給食材料費	給食材料費
		その他	その他
	雑支出	有価証券売却損	有価証券売却損
		不用品売却損	不用品売却損
		その他雑支出	その他雑支出
	雑損失	その他雑損失	その他雑損失
臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却損
	固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損
	減損損失	減損損失	減損損失

	過年度損益修正損	過年度損益修正損	過年度損益修正損
	その他臨時損失	その他臨時損失	その他臨時損失
予備費	予備費	予備費	予備費
資本収入	長期借入金	長期借入金	長期借入金
	運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
	運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益
	補助金等収益	国庫補助金等	国庫補助金等
		県補助金等	県補助金等
		その他補助金等	その他補助金等
	寄付金収益	寄付金収益	寄付金収益
	預り補助金等	預り補助金等	預り補助金等
	その他資本収入	固定資産売却代金	固定資産売却代金
		その他資本収入	その他資本収入
	短期借入金	短期借入金	短期借入金
資本支出	建設改良費	固定資産建設費	事務費
			委託料
			工事請負費
		固定資産購入費	用地購入費
			器械備品購入費
			車両購入費
			ソフトウェア購入費
			その他固定資産購入費
			費
		施設改良費	施設改良費
	投資	その他投資	その他投資
	償還金	移行前地方債償還債務元金償還金	移行前地方債償還債務元金償還金
		長期借入金元金償還金	長期借入金元金償還金
		リース債務元金償還金	リース債務元金償還金
		短期借入金元金償還金	短期借入金元金償還金
	予備費	予備費	予備費

別表第3（第8条関係）

出納責任者

第1欄	第2欄	第3欄
法人本部の総務課長	総務課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	・病院事業の業務に係る現金、有価証券及びたな卸資産の出納及び保管、及び資金交付通知書を交付 ・伝票等の整理及び勘定月計表の作成 ・帳簿の保管 ・金銭の在高照合 ・収納の整理 ・支払の管理 ・印鑑の保管及び押印の事務 ・預り金の管理 ・帳簿残高の確認 ・帳簿の締切り
県立広島病院の総務課長	総務課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	
県立安芸津病院の事務長	総務課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	
県立二葉の里病院の総務企画課長	総務企画課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	

別表第4（第9条関係）

金銭出納員

第1欄	第2欄	第3欄
本部及び各病院の経営企画室の財務グループ長	総務課または総務企画課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	金銭及び有価証券の出納及び保管

別表第5（第27条関係）

物品出納員

第1欄	第2欄	第3欄
本部及び各病院の経営企画室の用度グループ長	総務課または総務企画課の所属職員のうち経理責任者が指定する職員	薬品類を除く物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）
各病院の薬剤師長	副薬剤師長（副薬剤師長を置かない場合は、薬剤室の所属職員のうち経理責任者が指定する職員）	薬品類の出納及び保管（使用中の薬品類に係る保管を除く。）

	員)	
--	----	--

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

引継書

経理責任者様

金銭出納員

前任者 氏名

印

後任者 氏名

印

下記のとおり、適切に引継ぎを完了しました。

引継目録

引継内容	金額・数量	備考

第2号様式（第5条関係）

予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	
医業収益	
運営費負担金収益	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
資本収入	
運営費負担金収益	
長期借入金	
その他資本収入	
その他の収入	
計	
支出	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
研究研修費	
一般管理費	
営業外費用	
資本支出	
建設改良費	
償還金	
その他の支出	
計	

第3号様式（第5条関係）

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	
医業収益	
運営費負担金収益	
資産見返運営費負担金戻入	
資産見返工事負担金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
臨時利益	
支出の部	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
減価償却費	
研究研修費	
一般管理費	
営業外費用	
臨時損失	
純利益	
目的積立金取崩額	
総利益	

第4号様式（第26条関係）

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入 業務活動による収入 診療業務による収入 運営費負担金による収入 その他の業務活動による収入 投資活動による収入 運営費負担金による収入 その他の投資活動による収入 財務活動による収入 長期借入れによる収入 その他の財務活動による収入 前年度からの繰越金	
資金支出 業務活動による支出 給与費支出 材料費支出 その他の業務活動による支出 投資活動による支出 有形固定資産の取得による支出 その他の投資活動による支出 財務活動による支出 長期借入金の返済による支出 移行前地方債償還債務の償還による支出 その他の財務活動による支出 次年度への繰越金	